

令和 2 年度

決算

令和 2 年度における町の一般会計と特別会計の決算が、昨年12月に行われた令和 3 年第 4 回定例議会で認定されました。皆さんに納めていただいた税金や、国や道などから町に入ったお金が 1 年間どのように使われているかをお知らせします。

問い合わせ 総務課 財政グループ (☎ 27-2481)

※各項目の合計と総額の相違に関しては、1 万円未満の端数処理によるものです。

特別会計 の決算

特別会計は、特定の事業を行う場合、その特定の収入(保険料や使用料など)をもってその支出に充てるために、一般会計と別の会計になっています。本町には6つの特別会計があり、介護サービスを除く会計は歳入が歳出を上回っています。

会計名	歳入	歳出	差し引き
国民健康保険	6億3,188万円	6億1,306万円	1,882万円
後期高齢者医療	9,052万円	8,611万円	441万円
介護保険	5億6,813万円	5億5,515万円	1,298万円
介護サービス	4,782万円	4,782万円	0万円
簡易水道	13億5,863万円	13億2,228万円	3,635万円
公共下水道	2億4,795万円	2億3,443万円	1,352万円
計	29億4,493万円	28億5,885万円	8,608万円

健全化判断比率と 資金不足比率の公表

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全化を促すことを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)により、地方公共団体は毎年度、財政に関する指標である「健全化判断比率」と「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受けた上で、議会に報告するとともに、地域住民に公表することが義務付けられています。

令和 2 年度の決算に基づいて算定された厚真町の健全化判断比率・資金不足比率は表のとおりで、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っています。

資金不足比率

この比率は、公営事業で資金不足割合から経営状況の深刻度をみます。

本町では、2つの特別会計が公営事業にあたりますが、2つの会計とも資金不足が生じていないため「-」で表示しています。

	資金不足比率	経営健全化比率
簡易水道事業 特別会計	-	20.0%
公共下水道事業 特別会計	-	

健全化判断比率

本町の健全化判断比率は次のとおりで、健全化判断基準を超える比率はありません。

「-」は、実質赤字額・連結赤字額がない(黒字である)ことを示しています。

指 標	厚真町	早期健全化 比率	財政再生 基準
(1) 実質赤字比率	-	15.0	20.0
(2) 連結実質赤字比率	-	20.0	30.0
(3) 実質公債費比率	9.7	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	-	350.0	

【用語の説明】

- 普通会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率
- 全ての会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率
- 借金の返済額等の大きさから資金繰りの危険度をみる比率
- 町が抱える負債の残高から将来財政への圧迫度をみる比率

一般会計 の決算

一般会計は、町の財政の基本を示す家計簿といえるもので、税金などの収入を示す「歳入」と、その使い道を示す「歳出」の2つから成り立っています。

